

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
玉城町	勝田地区	令和2年12月18日	令和5年3月22日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	107ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	17ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区内では、3つの法人・認定農家等の中心経営体が全農地の約50%を集積しているが、分散状態であり、作業の効率が悪い状態である。また、昭和38年に着工された構造改善パイロット事業からかなりの年月が経過し、開水路の老朽化が深刻な問題となっている。  
玉城町の特産品であった勝田のぶどうが高齢化と後継者不在により、将来消滅してしまう。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

分散している農地の交換分合等を行う。  
畦畔除去等を行い、1ほ場の面積が拡大することで、効率的に作業ができ、経費及び除草作業の軽減化を図る。

区内でも町外の業者に耕作を委託している農家があり、管理不十分(除草作業、水管理)で隣接する地権者に迷惑をかけているので、区内の農地は区内の担い手で守っていきたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(有)玉城ふれあい農園	水稲、麦、いちご	43.0 ha	水稲、麦、いちご	10.0 ha	勝田地区
認農	山口 幸一	水稲	10.0 ha	水稲	1.0 ha	勝田地区
認農	上田 定雄	水稲、麦	7.0 ha	水稲、麦	5.0 ha	勝田地区
認農法	伊勢志摩ワイナリー株式会社	ぶどう、野菜	0.5 ha	ぶどう、野菜	1.0 ha	勝田地区
計	3人		60.5 ha		17.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勝田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</li> <li>・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</li> </ul>
<p>基盤整備への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。</li> </ul>
<p>基盤整備への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者負担の軽減を図りながら、開水路からパイプライン化し水管理の作業軽減を図る。</li> </ul>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。